



不慮の事故などによる死亡や障害を
一生涯保障しながら、将来、払いもどし金や
年金受け取りが選べる長期傷害保険です。



もしものときの保障と
将来の生活資金を
一緒に備えられるって、安心だね。

アクサの
一生保障の
傷害保険

長期傷害保険

この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

傷害の保障

事業保障

2017.04

www.axa.co.jp/

優待価格 でご利用いただけます。



「アクサメディカルアシスタンスサービス」は、病気の早期発見から、病気になるまでのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

●このサービスをご利用いただけます。 ●対象外のサービスとなります。
病気になるように 早期発見をサポート。 もしも病気になっても 病気が治った後も

優待サービス 郵送検査キット

アクサ生命の医療保険をはじめとする対象保険商品にご契約いただくことでご利用いただけます。

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット

糖尿病検査キット

糖尿病の診断指標となるヘモグロビン・エイワンシー(HbA1c)*の値をチェックすることができます。

生活習慣病+糖尿病検査キット

生活習慣病に関する12項目の値と、ヘモグロビン・エイワンシー(HbA1c)*の値をチェックすることができます。

ピロリ菌検査キット

胃がんや胃炎、胃潰瘍の原因といわれているピロリ菌の有無を調べることができます。

*血液中の糖の量を指す値で、糖尿病の診断指標となるもの。空腹時血糖よりも正確に糖尿病を判断できるといわれていますが、労働安全衛生法の定める定期健康診断では、必須項目とはなっていません。

※パッケージは変更となる場合があります。

※「優待サービス 郵送検査キット」は株式会社リージャー（販売代理店：株式会社ウィズネット）が提供します。
※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

特にご注意 いただきたい事項

保険金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因とした場合に限りま。

契約年齢について
●契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

保険期間について
●終身

保険料払込期間について
●25年／30年満了
●55歳／60歳／65歳／70歳／75歳／80歳／85歳／90歳満了、終身

契約年齢などにより、保険料払込期間のお取扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

保険料払込方法について
●月払／半年払／年払

主契約について

- 災害死亡保険金のお支払いをしたときは、ご契約は消滅します。災害死亡保険金をお支払いする際に、同一の不慮の事故によりすでにお支払いした障害給付金またはお支払いすべき障害給付金がある場合には、その障害給付金の合計額を差引いた金額をお支払いします。
- 障害給付金のお支払いが通算して10割に達したときは、ご契約は消滅します。
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山や、スカイダイビングまたはハンググライダー搭乗中の事故により保険金などのお支払事由に該当した場合などは、保険金などはお支払いいたしません。
- お支払いの対象となる感染症は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものです。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱、マールブルグ<Marburg>ウイルス病、エボラ<Ebola>ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

●お支払いの対象となる身体障害状態は、約款に定められた次の状態をいいます。

- 〈第1級〉
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 〈第2級〉
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの
 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは次の①から⑤までのいずれかの身体障害を生じたもの
 - ①1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
 - ②1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの

- ③1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
 - ④1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
 - ⑤1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(第3級)
 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
 16. 10足指を失ったもの
 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

指定代理請求特約について

●ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

年金払移行特約について

- 年金払移行特約の中途付加にはアクサ生命所定の要件があります。
- アクサ生命所定の期間経過後、年金払移行特約を中途付加することにより一生涯の保障に代えて、ご契約の全部または一部を年金払に移行することができます。
- 年金の種類
 - ・10年保証期間付終身年金(定額型・通増型)
 - ・5・10・15・20年確定年金(定額型)
- 移行部分については、以後の保障はなくなります。

この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金支払開始日時時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算され算出されるものです。

保険料の払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態のうち第2級または第3級に該当されたとき。

高額割引制度について

- この保険には、高額割引制度のお取扱いがあります。

保険料の立替・契約者貸付制度・払済保険への変更について

- この保険には、保険料の立替、契約者貸付制度および払済保険への変更のお取扱いがあります。

払いもどし金について

- 解約された場合、払いもどし金がある場合は払いもどし金をお支払いします。

契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

➔ [アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/) http://www.axa.co.jp/

お問合せ・担当者

Form No.0T7006(7.0) AXA-A1-1612-2499/9F7 2017.04.02



保障内容

アクサの「一生保障」の傷害保険

交通事故をはじめとする不慮の事故による死亡または身体障害状態を一生涯保障します。

主な特長

特長 1

不慮の事故または感染症により死亡されたときは、**災害死亡保険金**をお支払いします。

災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡されたときは、責任準備金をご契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。

特長 2

不慮の事故により身体障害状態(第1級・第2級・第3級)になったときは、**障害給付金**をお支払いします。

また、第2級または第3級の身体障害状態になったときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

特長 3

解約時払いもどし金をご活用いただくことや保障に代えて年金を受取ることも可能です。

- ご契約の途中で急にまとまったお金が必要になったときは、保障はそのままに、解約時払いもどし金をもとにした契約者貸付制度をご利用いただけます。
- 解約された場合は、ご契約の経過年数に応じて解約時払いもどし金をお支払いします。
- 「年金払移行特約」を中途付加することにより、一生涯の保障に代えて、ご契約の全部または一部を年金で受取ることができます。
- 途中で保険料のお払込みを中止し、解約時払いもどし金をもとにして、払済の長期傷害保険に変更することもできます。

※解約されると以後の保障はなくなります。
※払済の長期傷害保険に変更した場合には、災害保険金額は変更前より少額になります。

特長 4

告知は3項目のみでお申込みいただけます。**医師による診査は不要です。**

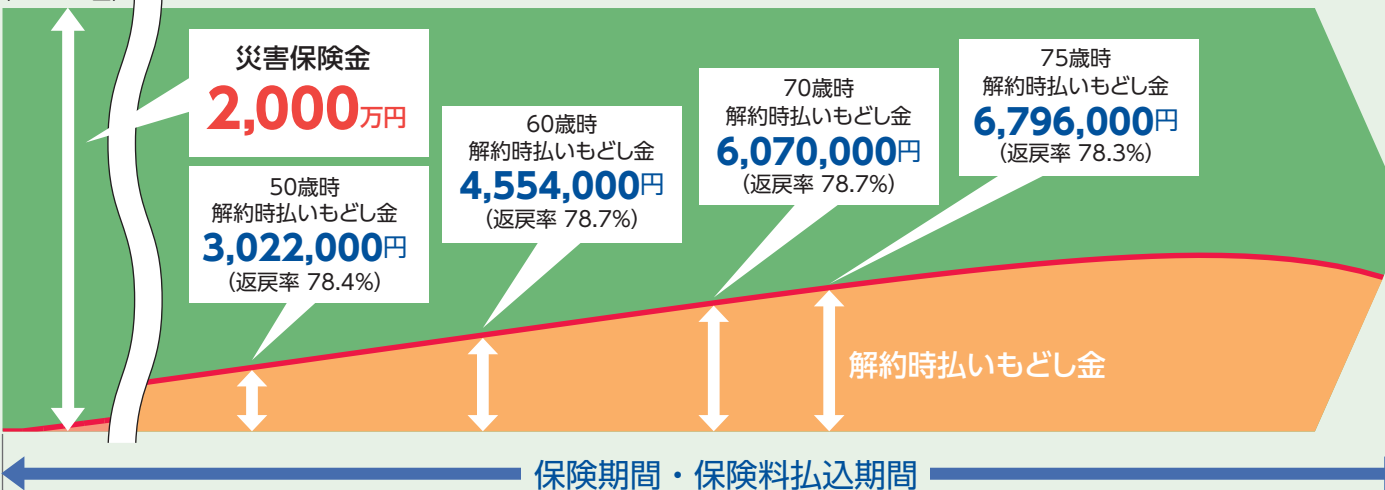
※職業に関する告知は必要となります。

- ご契約例 【主契約】長期傷害保険
- ・契約年齢・性別：30歳・男性
 - ・災害保険金額：2,000万円
 - ・保険期間・保険料払込期間：終身

アクサの
一生保障の
傷害保険

このようなときにお支払いします		お支払額	
主契約	災害死亡	不慮の事故により180日以内に 死亡 したとき、または 感染症 により 死亡 したとき	災害死亡保険金 2,000 万円
	障害	第1級	2,000 万円 (災害保険金額の10割)
		第2級	1,400 万円 (災害保険金額の7割)
	第3級	1,000 万円 (災害保険金額の5割)	

解約時払いもどし金の推移 (イメージ図)



経過年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	45年
年齢	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳
支払保険料累計 (A)	963,600円	1,927,200円	2,890,800円	3,854,400円	4,818,000円	5,781,600円	6,745,200円	7,708,800円	8,672,400円
解約時払いもどし金額 (B)	698,000円	1,498,000円	2,258,000円	3,022,000円	3,788,000円	4,554,000円	5,316,000円	6,070,000円	6,796,000円
返戻率 (B÷A)	72.4%	77.7%	78.1%	78.4%	78.6%	78.7%	78.8%	78.7%	78.3%

・経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。また、記載の数値に端数が発生した場合は表示単位未満を切捨てて表示しています。
※解約されると以後の保障はなくなります。

保険料例

災害保険金額：2,000万円 保険期間・保険料払込期間：終身 月払(口座振替)の場合 (2017年4月現在)

契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
男性	14,120円	15,020円	16,060円	17,240円	18,620円	20,240円	22,160円	24,440円	27,260円	30,760円	35,280円
女性	11,120円	11,800円	12,560円	13,460円	14,460円	15,640円	17,020円	18,680円	20,660円	23,100円	26,200円

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

法人契約でのご活用について

保障を有効に継続させながら、経営状況の変化に対応することができます。

契約者貸付制度をご利用いただいた場合には、不測の事態に対処する資金を調達できます。保険料のお払込みを中止したい場合は、ご契約を払済の長期傷害保険に変更することもできます。(ただし、災害保険金額は変更前より少額となります。)

保険料は1/4損金算入が可能です。

法人でご契約される場合、一定の要件のもとに保険料は1/4損金算入が可能ですので、税負担が軽減されます。

- 長期傷害保険(終身払込、終身保障タイプ)の法人負担保険料に関する税務上の取扱いについて
法人負担保険料の税務取扱いについて、国税庁より下記のとおりの見解が提示されています。
(「(社)生命保険協会が「同業者団体等からの文書照会制度を活用して照会した、「長期傷害保険(終身保障タイプ)に関する税務上の取扱いについて」に対する国税庁の回答(回答年月日平成18年4月28日)より」)

ご契約者	被保険者	契約形態		主契約保険料	
		受取人	受取人	保険期間最初の7/10の期間*	保険期間残りの3/10の期間
法人	役員・従業員	法人	法人	1/4…損金算入 3/4…資産計上	損金算入 さらに、最初の7/10の期間で資産計上された金額を残りの期間の経過に応じて均等に損金算入する。
		被保険者の遺族	被保険者		

*年未満の端数がある場合は、その端数を切捨てた期間とします。
※長期傷害保険の保険期間は終身となりますが、「105歳」を「計算上の保険期間満了時の年齢」として保険期間を計算します。
※役員または部長、その他特定の従業員(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者とし、災害死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としている場合は、法人が支払った保険料の額は当該役員または従業員に対する給与扱いとなり、個人の課税対象となります。

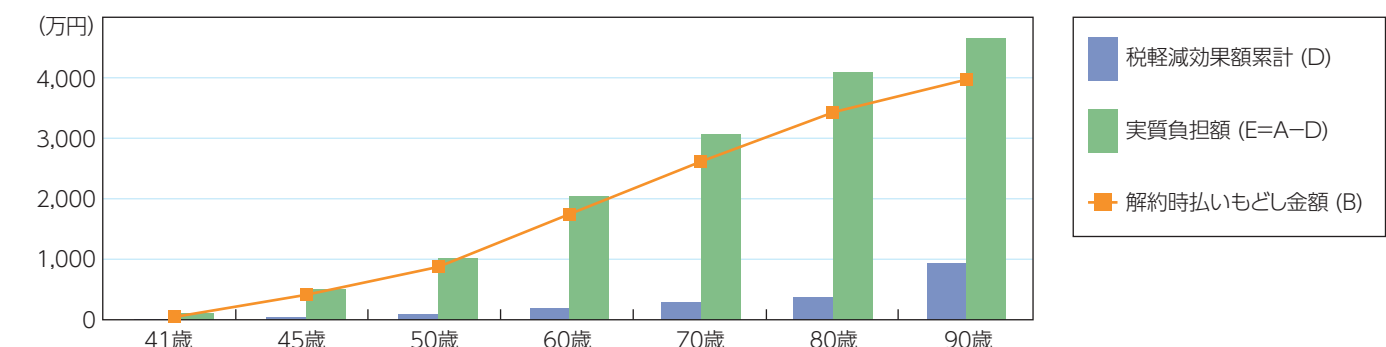
解約された場合の解約時払いもどし金は勇退時の退職慰労金にもご活用いただけます。

(ご契約例)

契約形態) ご契約者:法人 被保険者:役員 災害死亡保険金・障害給付金受取人:法人
契約年齢・性別:40歳・男性 災害保険金額:1億円 保険期間・保険料払込期間:終身
月払保険料(口座振替):93,100円の場合のご契約の推移

実効率は33.80%で計算しています。

経過年数(年)	年齢(歳)	支払保険料累計 (円) A	解約時払いもどし金額 (円) B	返戻率 (%) B÷A	損金算入額 (円) C	税軽減効果額累計 (円) D=C×実効税率の累計	実質負担額 (円) E=A-D	実質返戻率 (%) B÷E	資産計上額累計 (円)	解約時払いもどし金額と資産計上額累計の差額 (円)
1	41	1,117,200	460,000	41.1	279,300	94,403	1,022,797	44.9	837,900	-377,900
5	45	5,586,000	4,130,000	73.9	279,300	472,015	5,113,985	80.7	4,189,500	-59,500
10	50	11,172,000	8,740,000	78.2	279,300	944,030	10,227,970	85.4	8,379,000	361,000
20	60	22,344,000	17,530,000	78.4	279,300	1,888,060	20,455,940	85.6	16,758,000	772,000
30	70	33,516,000	26,260,000	78.3	279,300	2,832,090	30,683,910	85.5	25,137,000	1,123,000
40	80	44,688,000	34,380,000	76.9	279,300	3,776,120	40,911,880	84.0	33,516,000	864,000
50	90	55,860,000	39,730,000	71.1	3,002,475	9,322,315	46,537,685	85.3	28,279,125	11,450,875



- ・実質返戻率は、解約時払いもどし金のお受取りにより生じる課税関係について考慮していません。
 - ・経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。また、記載の数値に端数が発生した場合は表示単位未満を切捨てて(資産計上額累計については切上げて)表示しています。
- ※解約されると以後の保障はなくなります。
※上記ご契約の推移は、「平成18年4月28日付国税庁回答文書「長期傷害保険(終身保障タイプ)に関する税務上の取扱いについて」」が適用されたものとして計算しています。

記載の税務についてのお取扱いは、平成29年1月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

※保険金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。